

函館市次期廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会 委員公募実施要領

1 目的

函館市次期廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）の委員を委嘱するにあたり、市民意見を市政に反映させるため、委員の一部を市民から公募することにより、市民参加の機会を提供する。

2 公募定数

委員会の公募による委員の定数は、1人とする。

3 任期

委員の任期は、函館市次期廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会設置要綱第4条の規定による。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とするが、その期間が1年未満のときは、1回に限り公募によらず再任できるものとする。

4 応募条件

市内に居住する年齢18歳以上の者（高校生を除く。）で、一般廃棄物の処理に関し、知識、経験、関心等のある者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 本委員会に委員を推薦している団体（別添「団体一覧」）に所属する者
- (2) 本市の他の委員会の委員を2以上兼ねている者（応募中のものを含む。）
- (3) 成年被後見人または被保佐人
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

5 応募方法

別記様式の応募申込書により、郵送、ファックス、電子メールまたは持参により応募する。

応募先：環境部環境推進課新廃棄物処理システム担当

住所：〒040-0034 函館市大森町 21-12

TEL：85-8257 FAX：85-8279

E-mail：kankyoh-shinhaikibutsu@city.hakodate.hokkaido.jp

6 広報

募集期間等の応募に必要な事項は、市広報誌等に掲載して広報する。

7 募集期間

令和8年7月1日（水）から令和8年7月15日（水）まで（当日消印有効）

8 決定の方法

応募者が定員を超えた場合は、公開抽選により決定する。

本委員会における女性の委員の割合が、「附属機関・その他の会議の設置等に関する取扱要領4（2）」に定める女性登用率の目標35%に達しない見込みで女性の応募があった場合は、優先的に女性の応募者を委員として決定する。

なお、応募者が定数に達しない場合の欠員については、再度公募する。

9 決定結果の通知

決定後は、速やかに応募者に対し、書面で通知する。

附 則

この要領は、令和8年6月22日から施行する。

(別添団体一覧)

函館市次期廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会に委員を推薦している団体一覧表

団 体 名
函館商工会議所
函館清掃事業協同組合
函館市町会連合会